

武尊通信

ほたかつうしん
第184号

群馬歴史民俗研究会

〒372-0033
群馬県伊勢崎市
南千木町 5226-12
gunrekimin@gmail.com

(振替00340-1-14572)

2025.12.1 発行

屋敷神の移転における 石屋・神職の役割

渡邊直登

筆者は、「墓の移転における集団移転および補償金の影響と石屋・神職の役割―八ッ場ダム水没地域・川原湯を事例として―」(『群馬歴史民俗』四六、群馬歴史民俗研究会、二〇二五)で、神葬祭が多数を占める群馬県吾妻郡長野原町川原湯における墓の移転において、専門的な知識と経験をもつ石屋と神職がどのような役割を果たしたのかということについて論じた。具体的には、移転住民が墓の移転にあたって重視していたのは墓に関するモノにまつわる事柄であり、石屋が果たした役割とは、それについて相談を受け、造墓や改葬の実務的専門家の立場から解決したことであつたと述べた。そして、それに対して神職が果たした役割とは、そうした石屋の実務面からの助言を受けて移転住民が決定したことについて、神職という宗教者の立場から追

認することによって、また、祭祀を執り行うことによって、その決定内容に宗教的正当性を与え、移転住民のもつ死者の祭祀対象物である移転前の墓地の石塔等を処分することに対する迷いや躊躇いを解消したことであつたということを示した。

しかし、同じ祭祀対象物の移転であっても、墓ではなく各家で祀られていた屋敷神の移転における石屋と神職の役割についてみていくと、墓の場合とは異なる状態で役割を果たしていたことがわかった。そこで本稿では、八ッ場ダム水没地域である川原湯における屋敷神の移転において、石屋と神職が果たした役割とその様態について、事例を基に報告したい。

事例一…話者①(A姓、昭和二十八(一九五三)年生まれで上湯原出身、移

転前は農家を営んでいた)

話者①の家では移転前から屋敷稲荷と猿田彦を屋敷神として祀っているが、話者①の移転前の記憶では、それらはどの家も屋敷の西

《第二一回 例会のお知らせ》

対面及びオンライン(Zoom)で開催します。

日時 二〇二五年十二月十四日(日)

午後二時～五時

会場 前橋市中央公民館五〇六学習室

(前橋プラザ元気21 五階)

報告 熊迫奈緒美氏

「和歌山・成蓮院地藏菩薩像について―中世渋川氏関連の造像作例として―」

清水 亨桐氏

「川崎市の巡行仏習俗の伝承―群馬の「地藏様」行事との比較分析も兼ねて―」

申込

会場・オンライン視聴いずれの場合も参加申込が必要です。参加希望者は、申込フォーム(左記URL、二次元コード、本会HP)に接続し申し込みを行うか、TELまたはFAXでご連絡ください。



URL : <https://forms.gle/d6LtSAoMLqk87etX9>
TEL/FAX : 0270 (32) 9070

側にあり、話者①の家でも屋敷の一番西の奥にあつたという。そして、移転後の屋敷神の配置については、神職に屋敷のどこに配置したら良いのか確認して決定したと述べている。